

# 台湾における通信傍受の動向

——二〇一四年通信保障及び監察法改正を中心に——

鈴木 一 義

はじめに

第一章 台湾における通信保障及び監察法の制定

第二章 二〇一四年改正

第三章 二〇一四年一〇月改正草案

第四章 我が国への示唆

はじめに

中華民国（台湾）憲法第一二条は、人民は秘密通信の自由を有する旨定めている。現代社会においては、郵便・電話・電子郵便などの通信手段が用いられており、これによって人々は相互に意見やデータを伝達することが出来、表現の自由・思想の自由が担保されている。そして、以上の通信が秘密裡に行われることで、人々の私生活・プライバシー

台湾における通信傍受の動向（鈴木）

が保護される。かかる通信の秘密が保護される範囲については、通信内容以外に、通信の存在、手紙の差出人・受取人、住所、遣り取りの回数、日時などを含み、(i) 公権力から通信の内容について調査されないという点と(ii) 通信に従事する業者は職務上知り得たデータを第三者に漏らしてはならないという二点が保障される点が重要であると指摘される<sup>1)</sup>。

従って、国家権力が当事者の同意を得ない儘に秘密通信を監視<sup>2)</sup>することは個人のプライバシーの領域を侵害するだけでなく、言論の自由市場の形成（自由な言論は、秘密裡の通信によって伝達されることが多く、通信が監視されているという懸念があると、意見や思想の表明に萎縮の効果を及ぼしかねない）や更に電信事業者の営業活動の自由なども侵害しかねない（電信事業者は通信監視に際して協力義務を課されることがあるが、これは当該事業者の顧客との秘密情報管理に関する信頼を毀損したり、正常な営業活動に悪影響を及ぼしたり、費用負担をさせる可能性があるなど、事業者の営業活動の自由に抵触する可能性がある）。かかる事情から、まずは、通信監視（傍受・盗聴）が憲法が保障する秘密通信の自由に違反するかが大きな問題として論じられるに至っている。通信監視の内、電話線などを盗聴・傍受する場合（wiretapping）は直截的に秘密通信の自由に干渉し、従って中華民国憲法第一二条を侵害し得る。次に、例えば、対象者の室内に盗聴器を密かに仕掛けて会話の内容を聴取しようとする場合（eavesdropping/bugging）には、対象者の安寧な居住空間を侵す点で、まずは憲法第一〇条の居住の自由・住居権の保障を侵害し得るであろうが、一九六七年の *Katz v. United States*, 389 U.S. 347 において、合衆国修正憲法第四条はプライバシーの合理的期待をも保護しているとアメリカ合衆国連邦最高裁が判示した点に表れているように、プライバシー権（中華民国憲法第二二条「憲法で明文で認められている自由・権利以外の」その他の人民の自由・権利は、社会秩序・公共の利益を害さない限り、均しく憲法の保障を受ける旨定め

る」を根拠とすることが出来る)をも侵害し得る。このように、重大犯罪の手掛かりを見出すために通信の監視は必要な場合があり、重要な捜査手段の一つであるけれども、上記のように、秘密通信の自由・プライバシー権その他の人権の侵害を回避することが困難である面もあるため、その発動が濫用されぬように歯止めを掛ける必要性も高いとされるのである。

本稿では、かかる問題意識に基づいて、我が国と同様に、大陸法をベースとしつつアメリカ法をも採り入れている台湾における通信傍受を巡る議論動向について、通信保障及び監察法を主たる素材として考察を行いたい。まず第一章において台湾における通信保障及び監察法の制定経緯と二〇〇七年法改正について素描する。次に、第二章において今回の二〇一四年改正法の内容と主要論点について概観し、検討を加える。そして、第三章では、二〇一四年改正法に疑義を唱えて提出された二〇一四年一〇月改正草案について紹介する。最後に、第四章において、かかる経緯で議論が展開されている台湾の議論動向が我が国の通信傍受を巡る法改正の議論に如何なる示唆を与え得るかについて、若干の検討を加えてみたい。

## 第一章 台湾における通信保障及び監察法の制定<sup>(3)</sup>

### 第一節 一九九九年以前

一 一九九七年四月に台湾世論を騒然とさせた、白曉燕が誘拐・殺害された事件<sup>(4)</sup>において、警察隊が犯人のアジトを急襲し、犯人のグループの内数名を逮捕したが、主犯格三名が逃走したため、警察は犯人の電話での会話に対して盗

聴を行った。これについては捜査にとって有効であるとの評価も見られたものの、国民のプライバシーの権利を大きく侵害するのではないかとの懸念が示され、また、盗聴を規制する国内法制が未整備であるという点も議論された。これらは、盗聴・通信監視を巡って従前より台湾国内で論議されていた内容の縮図であったと評することも可能であった。即ち、通信科学技術が日進月歩の勢いで進歩することによって情報・知識の交流が便利になるが、それに伴い、犯罪関連データの伝達に際してかかる発達した通信技術が悪用され得ることは否定出来ない。それゆえ、これに対抗するために捜査機関が通信監視を実施し、犯罪の手掛かり・証拠を発見・収集し、被疑者等を追及することが捜査手段として極めて有効と考えられていた。しかし、一方、通信監視を認めることは権力者による反動テロの可能性を惹起する可能性もあり、<sup>(5)</sup> 検察官・警察官による職権濫用による盗聴行為も新聞記事に掲載されて、通信監視が国民の通信の秘密・プライバシーの権利を大きく侵害することには国民の間に危惧が寄せられていたのである。

二 一九九九年通信保障及び監察法制定以前は、実務上、通信監視（盗聴）を実施する場合には、「検察機関が通信監察を実施する場合に注意すべき要点」「国内犯罪事案に通信監察を行う際の要点」等という行政命令の性質を有する公文書に依拠していた。これらは、検察官に搜索・差押に関する強制処分権限を付与している刑事訴訟法の規定にその法的根拠を求めていたが、通信監視を実施し得る事案の範囲・要件・手続などについて詳細に詰められている訳ではなく（アメリカ合衆国の修正憲法第四条の搜索の射程は広いので盗聴・傍受をもその範疇に含むが、台湾などの搜索・押収「差押」は要件・手続などが区分されているので、プライバシー権侵害の点では共通するものの、対象物自体の保全に止まらずに通信内容の把握・記録等を目的とし、対象被疑者・被告人の犯罪情報と無関係な第三者の会話迄対象範囲に含まれ得る点、一回切りでなく長期に幾度にも亘って行われるという意味で国民の自由を侵害する範囲が大きい点、対象・範囲を明示した令状を事前に提

示することはその性質上馴染まない「伝統的な搜索と異なり、対象者は自分が盗聴されていることに気付かない」点、救済手続が相当程度事後になってしまふ点などにおいて、伝統的な搜索・押収手続とは異なる盗聴・傍受を当然に含むかについては疑義も呈せられていた)、また、通信監視の濫用に対する事後的救済についての法の手当が不十分であり、検察官が通信監視に対して厳格に審査・監督出来てはいないといった批判が提起されていたため、通信監視が犯罪捜査上必要であるが、他方、濫用された場合に国民のプライバシー権が侵害されるという弊害がある点をも踏まえ、立法を制定して通信監視の要件・手続を明確化する必要があると論じられていた。

三 かかる経緯のもと、通信監視についての単行法を制定することが急務とされる情況に至っていた。そこで、行政院(内閣)は、司法実務上は刑事訴訟法上の搜索・差押関連規定に依拠して、重大犯罪に対して通信監視の運用を行っているけれども、刑事訴訟法上、通信監視の明文はなく、監視実施のための手続要件などにつき争いが生じることが避けられないため、国民の秘密通信の自由と国家・社会等の法益とのバランスに配慮する必要があるとの認識を示し、一九九二年一月三〇日に立法院(立法府)に通信監察法草案の審議をするように要請したのである。

この草案は、国内外の関連理論・資料を参照し、台湾における現実の需要・法律体系をも踏まえつつ、法定目的の提示(通信監視実施に際しては、国民の通信の自由・プライバシー権などの重要な権利・利益を侵害するのであるから、中華民國憲法第二三条のもとにおける比例原則を適用し、国民の通信の権利を護ると共に、国家安全・社会秩序の維持とのバランスを保たなければならない)、通信監視の範囲の画定、通信監視の要件、通信監視令状に必要な記載事項、監視期間・延長手続、通信監視の執行方法、通信監視の執行機関・協力機関・その権利義務、国民の懸念を回避するための通信監視の透明化、執行機関による月次報告、令状発行機関による検査責任・監督、通信監視によって得られた通信データ

の保存・使用等、違法な通信監視に対する民刑事責任・国家賠償責任等々について定めていた。

四 草案に対しては、立法院において司法委員会・国防委員会・交通委員会・内政及び民族委員会の四委員会による審査が行われて相当の修正が施された。草案の審議過程における主要論点は、①（監視の客体・対象犯罪の範囲など）通信監視の対象範囲の画定、②重大犯罪の予防、国家安全情報の収集を通信監視の目的・範囲に含めるべきか、③通信監視の理由・必要性をどのように限定・明確化して行くか、④通信監視令状発付は裁判官の決定に委ねられるべきか、⑤緊急監視の必要性を認めるべきか、⑥通信監視の執行を統一して行くべきか、⑦違法な通信監視を行った者に対する科刑を高めるべきか—であり、根本的には、既に触れた、憲法の保障する国民のプライバシー権と通信監視の効能とのバランスを如何に図って行くかという問題に関わっていたと言えよう。

## 第二節 通信保障及び監察法の制定

一 (1) 通信保障及び監察法は一九九九年七月に制定公布された。国民の秘密通信の自由を保障し、（この時点では明文化されていないが）結果としてプライバシー権が違法な侵害を受けないようにすると共に国家安全の確保と社会秩序の維持を図ることが本法制定の目的であるとされ（第一条）、通信監視は国家安全の確保と社会秩序維持の必要性がない場合には行うことが出来ないと定められた（第二条）。通信とは、電信設備を利用した、符号・文字・画像・音声等の有線・無線による電信や郵便物・手紙であるとされ（第三条第一項）、通信監視を受ける者がその通信内容にプライバシー乃至秘密の合理的期待がある場合に限られる（第三条第二項）とされた。プライバシー乃至秘密の合理的期待のある通信が通信監察法の保護すべき対象であり、公開の場での演説などは保護の対象外とされたし、公共の場でのカメ

ラによる犯罪行為の撮影もブライヴァシーの合理的期待はなく、通信監察法の保護の対象外であったと言える。

(2) そして、既に触れた点と重なるが、通信監視は、伝統的な搜索に比べて対象者のブライヴァシー権侵害の度合いが高いため、要件の限定も厳格に行われており、通信内容が当該捜査対象となる事案と関連性があるという相当理由、通信監視の対象を通信監察法第五条に列挙されている重罪に限るという原則、他の方法では証拠収集が不能乃至困難であるという最後手段性（補充性）原則の充足が必要とされている（通信監察法第五条第一項<sup>(6)</sup>）。また、通信監視の期間は個々に三〇日を超えることが出来ず、国家安全関連の通信監視においても一年を超えることが出来ないこととされ、継続監視の必要がある場合は、期間満了前に再申請する必要があるとされた（第二二条第一項）。更に、私人の住宅に盗聴器など監視器具を設置することは出来ないとも規定されている（第一三条第一項但書）。

二 一九九九年法においては、検察官が通信監視令状発付に責任を負い、実務的には司法警察機関が通信監視の運用を行うこととなった。当時の最高検察庁の統計資料によれば、法務部（法務省）所属機関の発付する通信監視令状中、麻薬事案が四六％、銃器事案が一九％などであり、監視期間が相対的に長い事案としては麻薬事案が大半を占めていた。また、司法警察機関が申請する通信監視令状を検察官が許可した割合は九七・一八％であったが、当初の監視目的が達成された割合は二割に及ばず、監視終了後に、法に則って対象者に通知を行った比率は四・四三％であった<sup>(7)</sup>。この点に鑑みれば、通信監視の運用については審査が充分でなく、翻って言えば法制面で保護手続のメカニズムが不十分であったと評せられるところである。例えば、通信監視の対象としての重罪列挙原則は厳格に執行されている訳ではない、裁判官による令状原則は採用されていない、司法警察内部における有効な監督のメカニズムが整っていない、特に捜査において検察官が職権によって通信監視令状を発付することが出来る点が通信監視濫用の要因である

等々の批判が提起されていた。かかる点に対して、学説は、通信監視は強制処分であり裁判官の判断に委ねるか、令状主義原則を採用すべきとの主張が有力であった。一九九九年通信監察法第五条第二項は、通信監視令状の発付権限を檢察官に付与していたが、二〇〇一年に刑事訴訟法が改正されて捜索令状に令状主義が採用されてからは、通信監視が秘密通信やプライバシーに長時間に亘って反復して干渉し、且つ対象犯罪と無関係の第三者の通話も含まれる可能性がある以上、通常の搜索・差押に比して権利侵害性が遙かに大きい点に照らしても、檢察官に通信監視令状の発付権限を認めていること的不合理性が明らかになって来たとの見方も強まっていたと言えよう。

三 かかる機運を背景に、二〇〇五年、立法院において、通信監視令状の決定権が裁判官に帰属すべきであると主張する通信保障及び監察法の一部を改正する草案が提起された。ここにおいては、大要、①檢察官の許可乃至檢察官の職権申請を経て、管轄裁判所が通信監視令状を発付する（改正第五条第二項）、②被疑者等が他人の生命・身体に危害を及ぼす緊急案件と認めるに足りる事実がある場合はこの限りでなく、檢察官が執行機関に口頭で通知することによつて通信監視は可能であるが、二四時間以内に管轄裁判所に報告して通信監視令状を発付して貰う（同六条）等と規定されていた。

### 第三節 二〇〇七年改正<sup>8)</sup>

- 一 二〇〇七年六月一日、立法院は通信保障及び監察法第五条から第七条、第一条、第二条、第一四条から第一七条、第三二条から第三四条の改正を通過させ、同七月一日公布された（施行は五ヶ月後の二月一日）。
- 二 既に触れた通り、九九九年通信保障及び監察法が、通信監視令状について、客観的・独立した裁判官による発付を



要求していなかったところ、これは合理的手続・正当な手続に違反している（捜査段階で検察官が司法警察機関に令状を審査させたり、或いは職権で令状発付を許可することは、審査・許可と執行が同一の人間に帰することになって裁判に疑念を生じさせることとなるなどと評される）とか憲法第一二条の定める通信の自由の趣旨に反しているという批判が提起されていたため、改正法は裁判官による令状発付を原則とする（司法警察機関が検察官に令状を申請し、検察官がこれに同意した後、再度検察官名義で裁判所に申請し、裁判所が審査・発付するという形で、裁判所に通信監視令状の審査・発付権限を渡した）ことで、正当な手続に符合させることを企図したとされる。法務部所轄の検察機関による通信監視の件数は毎年増加しており、大半は麻薬犯罪捜査のために活用されていたが、国民の間では依然白色テロに対する懸念が大きかったため、先進国家が令状主義を採用して人権保障の実現を図っている点に倣ったものだと言えよう。<sup>(9)</sup>

三 改正法の内容は上記の令状主義原則採用に止まらず、通信監視の各要件・事後的救済にも及んでいる。

(1) 即ち、九九年法においては少数の特定犯罪を対象に、他人の生命・身体に対する急迫の危険を防止するために無令状監視が認められるに止まっていたが、改正法においては、緊急監視の対象犯罪が相当程度拡大された上に、他人の生命・身体・財産に対して急迫の危険がある場合に緊急監視を発動することが可能とされた。情況の急迫性という要件があれば令状要件が不要とされ、また、通信監察法第五条の定める、相当理由・重罪に限定されるという原則・補充性原則という実質要件も放棄されることとなり、代わりに事後二四時間以内に通信監視令状を発付することとされた。

(2) 通信監察法第二条第二項は、通信監視は目的達成に必要な限度を超えてはならず、また、侵害を最小にするような適当な方法で行うべきと定めており、改正法第五条第四項は執行方法を更に明確にし、通信監視執行期間内に少

なくとも一回以上の報告書を提出し、通信監視行為の進行情況を説明すべき旨求めた。また、改正法第一五条は、執行機関が通信監視を完了した場合に、通信監視を受けた者の姓名、住居乃至居所を検察官により報告等し、報告を受けた裁判所は、通知が監視目的の妨害になるとか、通知が出来ない場合を除いて、通信監視を受けた者に通知すべき旨等を定め、事後の通知について規律を及ぼしている。

(3) 更に、改正法は、人権保障の観点から証拠排除についても定めている。即ち通信監察法第五条・第六条の定める事情について重大な違背があった場合、捜査・裁判、更に行政訴訟・民事訴訟手続においても、当該証拠（派生証拠を含む）が排除される旨定められた（改正法第五条第五項・第六条第三項参照）<sup>(10)</sup>。

## 第二章 二〇一四年改正<sup>(11)</sup>

### 第一節 改正の契機

一 二〇一四年一月に、通信保障及び監察法が迅速に改正された。最高法院検察署（最高検察庁）特別捜査部が、職権を濫用して国会（立法院）議長や野党の国会代表、国会の構内交換機の通信を傍受していたのではないかという点が二〇一三年九月に国会で問題とされ、国会自ら調査を行うなどの事態に至ったが、これが契機となつて、通信監察法の主管機関である法務部による改正草案など、政府及び民間の立法委員会によつて九個の改正草案が国会に提出・議論された結果、法改正に至つたものである。既に触れたように、通信の監視は重要な捜査手法の一つであり、治安維持には威力を発揮し得るが、反面、プライバシー侵害などを惹起して刑事訴訟法の基底にある人権保護の精神に

背馳する可能性がある。従って、令状を得た案件と異なる案件に対して通信監視を発動するようなことは抑止すべきであるとされ、かかる見地から通信保障及び監察法改正が企図された。

二 このような事情を踏まえた今回の改正は通信監察法制定以降で最大規模のものであり、憲法第一二条の秘密通信の自由の一層の保障を図つたものとも評し得るであろう。具体的に、今回の改正は通信の秘密・プライバシー保障のメカニズムの強化、通信監視に対する監督処分の強化に重点を置いたものと評価<sup>(14)</sup>されている。他方、今回の改正は、科学技術の発展によつて通信監視の対象も不断に拡がっており、これに対応する必要がある点から、一定程度通信監視権限の拡大も行っている。通信監視は対象者に秘密裡に行われ、防禦の術がない儘に通信の内容を探知されることになるから、その権利侵害の程度は重大なものとなり得るし、また、コミュニケーションには相手方がいるから、犯罪とは関係ない第三者の通信の秘密も侵害し得ることとなつて、権利侵害が多方面に及びかねない。従つて、ここにおいて、関連証拠・資料収集による国家安全の確保・社会秩序の維持の要請と、国民が通信の秘密を違法に侵害される<sup>(15)</sup>ことはないという自由の要請とが対立する点は既に述べた通りであり、両者のバランスを図るためには、通信監視を行うために法が定めた内容を充足することが一層必要とされることになる。

## 第二節 改正法の内容

一 (1) 通信の秘密やプライバシー権保障の強化の側面については、新法(改正法)はまず通信監察法の立法目的として人民のプライバシー権(隱私權)の保障が違法に侵害されないという点を増やし(第一条、次に、旧法では通信対象・数・時間・地点などについて明確に定めていなかったところ、新法では第三条の一において、通信記録に関

して、電信を使用した者は職務後に通信時間、使用の長さ、使用地点、従事形態、メールボックスや位置情報等を記録する旨を定めており、通信関連データも保障範囲に含めることとされた。通信内容と通信記録の監視との間には、――後者が対話内容ではなく、憲法第一二条の秘密通信の自由の保障の中核的内容であるかには疑義があり得ることもあって――径庭があるけれども、既に触れた点と重なるが、最高法院檢察署特別捜査部が職権を濫用して国会議長などの通信関連データ等をも傍受していたのではないか疑念が寄せられた点が改正の契機となったということも影響しているものと思われ、捜査機関への授權と電気通信事業者に対する守秘義務の免除を担保するために立法によって明文化したものと位置付けられよう。

また、新法第一一条の第一項においては、三年以上の有期懲役刑が科せられる犯罪の捜査に際して、急迫の事情がある場合を別にして、通信記録等が捜査にとって必要性があり、関連性があると認められる場合に、檢察官は裁判所に調査状の発付を請求するものとする旨定められており、令状主義の原則が基本的に採用されていると解されている。<sup>(16)</sup>

次に、今回の改正前は、通信監視請求手続には厳密性に欠けるとの批判もあり、通信監視は個人のプライバシーの重大な侵害となるため、請求時に、他の捜査手段では通信監視の代替となり得ず、捜査目的を達成し得ない旨を檢察官が説明しなければならぬこととされ（新法第五条第二項）、檢察官にも従前よりも詳細な説明義務が課されることとなった。

更に、通信監視の対象について、旧法は「一人一令状一通信監視（盗聴）」について明確に定めてはいなかった。一通の令状で複数の通信監視が出来た方が実務上は便利という事情があったのであろうが、通信監視及びその申請の濫

用的な運用を改革するため、改正法第五条第五項は、通信監視令状の請求に際しては監督対象を原則として一つに限定すべき旨定めており（同一捜査において相互に関わり合っている事案の場合は、同時に複数の通信監視令状を請求することが出来る）、「一人一令状一通信監視（盗聴）」が原則となったと言い得る。

(2) 通信監視の継続については、旧法第十二条が、通信監視（通常「令状」・緊急）の期間は三〇日、また、国家安全リスクを回避するための通信監視の期間は一年を超えることが出来ず、継続して監視する必要がある場合は、期間満了の二日前迄に具体的理由を付した請求書を提出すべきと定めていた。逆に言えば期間満了の二日前迄に請求書を提出すれば監視の継続は可能ということであったが、この点については、通信監視は人々のプライバシー権等に高度に干渉する性質を有しているため、捜査機関が制限なく監視の継続を許されるといふことになる、比例原則に反して人々のプライバシー権や通信の自由が侵害される度合いが大きいことが懸念された。そこで、新法第十二条第一項は、通信監視（通常・緊急）の継続した期間は一年を超えることは出来ず、執行機関が継続して監視する場合は、通信監視（通常・緊急）の令状請求手続を裁判所に改めて行う必要がある旨改正した。

(3) 捜査の過程で他の案件についての証拠が出現することはあり得るが、これを証拠として使用出来るか否かについて、新法第一八条の第一項は、通信監視（通常・緊急）または国家安全リスクを回避するための通信監視を執行している際に偶然的に他の事案の内容について捕捉してしまった場合、証拠とすることは出来ないが、例外的に七日以内に裁判所に報告し、当該事案が通信監視を実施している事案と関連性があるか、または通信保障及び監察法第五条に定める通信監視が可能な重罪犯罪類型に該当すると裁判所が認める場合はこの限りでない旨定めている。例外事由に該当しない限り、通信監視令状に記載されている事案でないと原則として証拠として用いることは出来ないとい

うことになり、偶然に捕捉された事案の内容については一定程度厳格な姿勢を示していると言えよう。このような「偶然の盗聴」は、法執行機関が通信監視・盗聴実行時に、他事案の犯罪資料等が偶然捕捉されてしまったというものであり、当初より真の目的は監視要件を具備していないB罪を盗聴・監視する点にあるところ、監視要件を具備しているA罪の通信監視令状発付を受けた上でB罪を盗聴して証拠を得ようとする、「別件盗聴」<sup>(17)</sup>とは異なるものであるとされる。そして、かかる偶然の盗聴によって得られた証拠の証拠能力については、①証拠能力全面肯定説、②偶然捕捉された他事案の証拠が本案と関連性を有するならば証拠能力を肯定する関連性説、③偶然捕捉された他事案が通信保障及び監察法第五条第一項に定められている罪名に含まれる場合は、証拠能力を認める罪名制限説、④絶対禁止説などに見解が分かれており、二〇一四年の第一八条の一改正前の台湾の実務は①説を採用していたところ、学説の多数説は②説と③説の併用説（②説または③説の要件に該当する場合、証拠能力を認める）を採用しており、新法は併用説に準拠した上で、更に、七日以内における裁判所への報告・認可という手続的要件をも加えたと把握されている。<sup>(21)</sup>

そして、通常・緊急の通信監視または国家安全リスクを回避するための通信監視によって捕捉された内容または派生的な証拠等で監視等の目的と関係ないもの、及び通信保障及び監察法第五条から第七条の関連規定に違背したものであるについては、手続において証拠等として用いることが出来ない旨も定められている（新法第一八条の一第二項・第三項）。後者の関連規定に違背した証拠の排除に関する定めは、刑事訴訟法第一五八条の四「公務員によって、刑事訴訟法により定められた手続に違背して取得された証拠能力の有無の認定に際しては、人権保障と公共利益のバランスの維持を斟酌すべきである」という均衡原則について定める<sup>(22)</sup>の特別規定と位置付けられる。ただ、既に触れたように、従前は通信保障及び監察法第五条第五項等に違背する通信監視で情状・事情が重大な場合について証拠能力がないと定めていたが、重大な情

状・事情という語はそれなりに不明確であるため、新法では削除されたとされている<sup>(23)</sup>。新法第一八条の第三項の対象となる違法収集証拠とは、法定の対象犯罪外の犯罪に対して行われた通信監視とか、裁判所による通信監視令状の発付を経ない通信監視、関連性や補充性を充たしていない通信監視、期間制限を徒過した通信監視により得られた通信内容がこの例になるが、これらは国民の秘密通信の自由を侵害し、違法の重大性が高く、また、かかる証拠を許容して公判廷に提出されることを認めるとプライバシー権侵害など二次的な侵害も生じ得るなどの弊害も大きいので、厳格な排除が必要であると説かれる<sup>(24)</sup>。

(4) また、従前の刑事訴訟法においては、通信監視の対象者には通信監視固有の救済手続が与えられていた訳ではなかったが、通信監視はプライバシー権など権利侵害性が大きいことに鑑み、対象者に合理的な救済手続を付与することが人権保障の精神に沿うものであり、この点の整備が課題とされていた。そこで、刑事訴訟法が改正され、抗告(第四〇四条第一項第二款)・準抗告(第四一六条第一項第一款)の対象として通信監視が加えられるに至った。

二(1) 次に、通信監視に対する監督処分体制については、報告義務の強化が図られた。従前の通信保障及び監察法第五条第四項は、執行機関は通信監視期間中に一回以上報告書を作成し、監視状況を説明しなければならないと定めていたが、これでは実質的な監督効果はないとの批判もあったので、新法第五条第四項は、監視期間中は一五日に一回以上報告書を作成して監視状況を説明しなければならないとし、また、検察官乃至通信監視令状を発付した裁判官は、執行機関に随時報告書の提出を命じることが出来、裁判官は経験則・論理法則・自由心証に照らして判断した後、継続監視が不適當という事情があれば通信監視令状を取り消すものとする旨定めた。これによって、実質的な監督がなされるように企図されたのである。

(2) また、かかる検察官・裁判官による監督の他に、新法第一三条第三項・第四項は、執行機関は正当な理由がない限り、少なくとも三日毎に人を派遣して監視記録内容をチェックし、もし当該内容が監視目的と明らかに無関係ならば解読文にすることは出来ない旨定め、執行機関の義務を強化して通信監視実施に相応の制限を課している。

(3) 次に通信監視が終了すれば事後に通知することになる。従前の通信保障及び監察法第一五条もその旨は定めていたが、監視を受けた者の氏名・住所・居所を検察官に伝えるべきである旨定めるのみで、実施期間・監視目的に合致した資料が得られたかといった具体的な詳細について必ずしも明らかでなかったため、新法第一五条は事後通知の内容と手続について、監視を受けた者の氏名・住所・居所・監視案件についての監視令状に記載すべき事項（通信保障及び監察法第一一条第一項参照）・通信監視令状を発付した機関による指示書・実際に監視した期間・監視目的である通信資料が得られたか・救済手続などについて、執行機関から検察官・総轄国家情報機関を通じて裁判所に報告・通知すべき旨を明確化した。また、監視された者に対する通知について、従前の通信保障及び監察法第一五条第二項から第四項は裁判所による通知義務を定めていたものの、何時通知すべきかについては定めていなかったところ、新法第一五条第二項は、通信監視終了後一箇月を経過しても、検察官・総轄国家情報機関が第一項の報告をしない場合は、裁判所が、監視を受けた者に自ら通知しなければならない旨定め、同第三項は、裁判所が第一項の報告を受理した場合、通知することで監視目的を妨害する恐れや通知出来ない事情があると認めるに足る具体的理由がある場合を除いて、監視を受けた者に通知を行わなければならない旨定めている。

(4) 通信監視の工程履歴の記録・管理についても進展が見られる。通信監視の工程や得られた資料については行政管理のメカニズムはなかったが、新法第一八条第二項は、通信監視（通信保障及び監察法第五条・第六条に定める通常・



緊急監視)令状の請求・発付・執行、通信監視によって得られた資料の保管・使用・廃棄について、実行・調査・関与する場合は、連続工程履歴記録を作成し、台湾高等法院の通信監視管理部門とシステムを連結・整理再編すべきとし、同条第三項は、第二項等を執行する通信監視機関は月毎に当該期間の監視記録を専用回線により、または秘密管理措置を施した上で台湾高等法院の通信監視管理部門に送るべき旨を定める。

(5) 今回の改正の背景事情の一つに、既に触れたように、盗聴問題が立法院(国会)で争点になり、立法院が相当の監督を行い、当該監督を通じて通信監視の惹起する利益侵害等を軽減することが企図されていたという点がある。この下に、新法第三二条の一第一項は、法務部(法務省)は毎年立法院に通信監視の執行情況について報告しなければならず、また、立法院は必要な時は法務部に報告と関連資料の調査を請求出来る旨定め、立法院への年度報告及び立法院による調査という形で立法院による監督のメカニズムを規定している。また、同第二項は、立法院は電信事業・郵政事業その他通信監視を協力して執行する機関等に担当者を随時派遣したり、電子監督設備を使用させる等して通信監視の執行情況を監督させることが出来る旨定め、立法院に通信監視の状況を随時検査する積極的な監督権限を与えて違法な通信監視が発生する度合いを低減させようと企図している。

三(1) 以上とは逆に、通信監視の権限を拡大する方向での改正もなされている。通信監視は、他に採り得る捜査手段がない場合に発動されるべきことを原則とする点に鑑み、立法上、対象犯罪は限定が必要と解されており、刑罰の程度については、通信保障及び監察法第五条第一項(第一款)は、改正前後共に、三年以上の有期懲役刑が科せられる犯罪を掲げており、また、罪名については普通刑法・特別刑法・付属刑法に及んで第一項第二款から第一八款(改正前は第一五款)迄に規定されている。新法は、上記第一項第一六款から第一八款迄において、国外における営業秘密

侵害罪・森林の産物を窃取する罪・廃棄物処理法関連犯罪を追加しており、このように通信監視対象が拡大された理由は、当該犯罪を捜査する必要性が高まる一方で、それらの捜査に通信監視が有効であると考えられたためとされている。

尤も、対象犯罪拡大については、捜査機関による通信監視の濫用を防止する機会を逸することとなるという懸念も見られ、台湾における対象犯罪の範囲はもともと広汎であるから、比例原則的なアプローチによって画して行くべきであるとの評価も存するところである。<sup>(25)</sup>

(2) 次に、通信監視は法律に則り通信監視令状を請求することによって発動することが原則となるが、急迫の事態が生じた場合は、裁判所の審査を経ない無令状の通信監視としての緊急通信監視を発動する必要も生じ得る。この点、既に触れたように、通信監察法第六条第一項によれば、麻薬危害防止条例・組織犯罪条例・マネーロンダリング防止法等々同項に定める罪名の被告人乃至被疑者が、他人の生命・身体・財産に急迫の危険を及ぼすことを防止するに足るだけの事実がある場合は、検察官は執行機関に口頭で通知することで通信監視を行うことが出来、事後に通信監視令状を発付することとされる(司法警察機関が担当検察官に申請し、当該検察官を経由して二四時間以内に裁判所に報告され、裁判所が申請受理後四八時間以内に通信監視令状を発付するという、手続の流れとなる。同第六条第一項・第二項)。かかる無令状の緊急通信監視には令状原則を口頭による通知で免れるのは不当であるといった批判も有力に主張されていたが、新法は無令状の緊急通信監視を行うことが出来る場合について、上記の他人の生命・身体・財産に急迫の危険を及ぼすことを防止するに足りるだけの事実がある場合に加えて、通信監察法第五条第一項の犯罪と関連する急迫の事情がある場合をも認めた。

四(1) 既に触れたように、通信監視の発動に当たっては、国家安全・社会秩序の維持と人が通信の秘密を不法に侵害されない自由の保障とのバランスを取る必要があるが、今回の改正もこの点を念頭に置いていると思われ、その結果として、以下の原則に基本的に立脚していると考えられる。

(2) まず、通信監視は対象者のプライバシーなどを侵害するので、検察官・司法警察機関が犯罪捜査目的で通信監視を発動する場合には、中立的立場にある裁判所の事前の同意を得るべきであり、原則として事前に裁判所に通信監視令状の発付を請求する令状主義の原則が必要であるとされている。通信保障及び監察法第五条第一項、第二項は、原則として事前に裁判所に通信監視令状発付を請求し、同意する場合は裁判所は四八時間以内に当該令状を発付すべき旨定めている。この例外の一つが、既に触れた緊急通信監視（通信保障及び監察法第六条）であり、また、通信保障及び監察法第一条の一は、通信記録・通信用資料が本案捜査にとって必要で関連性がある場合は、原則として管轄裁判所が調査票（組込令状）を発付すべきであるが、急迫の事情がある場合は事前の請求の限りではない旨定めている。

(3) 上記の通り、通信監視は国民のプライバシーの権利・自由、秘密通信を行う権利を侵害し得る捜査手段であるから、立法に際しては対象となる犯罪類型・範囲を限定することが望ましい。既に触れた点と重なるが、通信保障及び監察法第五条第一項第一款は、三年以上の有期懲役に該当する犯罪については、国家安全・経済秩序・社会状況に重大な危害を与える場合には通信監視可能という選択を行っており、法定刑を第一の判断基準とした。また、通信監視という捜査手段を発動することについて目的適格的で有効性があるという観点から対象罪名を設定している。かかる罪名の違法内容（第一項第二款以下）と刑罰の度合い（第一項第一款）とは価値判断において直截的に関連する訳で

はないから、第二款以下に該当する場合でも、第一項本文の文言通り、国家安全・経済秩序・社会秩序情況に重大な危害を与える場合という基準を併せて厳密に判断し、犯罪の重大性という前提を担保すべきであるとも説かれる。<sup>(27)</sup>

(4) 同様に、通信監視は国民の基本権を制約する捜査手段であるから、単に捜査目的達成にとつて有効であるだけでなく、やむを得ない最後の手段であるという補充性をも考慮する必要がある。そこで、通信保障及び監察法第五条第一項は、第一款以下の犯罪に該当し、国家安全・経済秩序・社会秩序情況に重大な危害を与える場合であり、通信内容と当該犯罪事案とが関連すると信すべき相当な理由があり、且つ他の収集・調査手段では当該証拠の収集・調査が不可能乃至困難である場合に、通信監視令状の発付が可能であると定めて、補充性原則を明確に表示している。<sup>(28)</sup>

(5) 伝統的な搜索・差押えの場合は、令状の記載により搜索地域を特定し、また搜索範囲を限定することによって不必要なプライバシー侵害を回避出来るが、通信監視の場合は将来発生する会話も対象となっており、また、証拠収集を企図している案件と関連性があるか否かを判断し、継続監視するか否かを確認するために、法執行機関員が通信監視時に事前に通信内容に接することを認めない訳には行かない。従つて、捜査機関が証拠収集を企図している案件と無関係の通信内容や、殊によつては全く無実の第三者の通信内容に触れる可能性もあり、これに対する即時的な救済手段も存在しない。このために、通信監視においては、他の強制処分と比較しても最小侵害原則の遵守が重要となる。この点、通信保障及び監察法第二条第二項は、通信監視は達成目的に必要な限度を超えてはならず、侵害が最小となるような相当な方法で行わなければならないという形でこれを表現しているが、新法第五条第二項（証拠収集目的と無関係の通信の侵害を極力抑えようとする）や同第四項も最小侵害原則の現れであるとも評せられている。<sup>(29)</sup>

(6) 通信監視の実施期間内は対象者の秘密通信の自由の侵害が継続することになるが、当該事態を回避するために

は通信監視期間を立法によって限定することが必要になる。この点、新法第一二条は、通常「令状」・緊急の通信監視（通信保障及び監察法第五条・第六条）は、毎回三〇日を超えることが出来ず、国家安全リスクを回避するための通信監視の期間は毎回一年を超えることが出来ない旨定め、継続監視が必要となる場合は、新法によって具体的理由の明確化が必要であるとされた。また、既に触れたように、新法第一二条第一項但書は、通常「令状」・緊急の通信監視を続行する場合一年を超過することは出来ず、更に継続監視を必要とする場合は、通常「令状」・緊急監視手続を再度新たに請求すべき旨を定めている<sup>(30)</sup>。更に、同一二条第二項・第三項は、通常「令状」・緊急の通信監視、国家安全リスクを回避するための通信監視の期間満了前に監視の必要がなくなった場合には、監視を停止すべき旨規定しており、これも期間限定の趣旨から導かれる要求であって、対象者の通信の自由を侵害する度合いを軽減するものと言える。

(7) 既に触れたような、通信監視の適法性・必要性を事前の令状発付に際して審査するアプローチ以外に、事後的に監督・管理するメカニズム（監視を受けた者が権利侵害に対して救済を求めることが出来る権利・手続）の設定も必要とされる。通信監視の性質上、事前に対象者に通信監視を行うことを告知するのは適切でないため、通信監視終了後に対象者に知らせる以外術がないという事情がある。この点で、既に触れたように、新法第一五条第二項は、通信監視終了後一箇月を経過しても、検察官・総轄国家情報機関が事後報告をしない場合は、裁判所が、一四日以内に監視を受けた者に自ら通知しなければならぬ旨定め、同第三項は、裁判所が事後報告を受理した場合、通知することで監視目的を妨害する恐れや通知出来ない事情があると認めるに足る具体的理由がある場合を除いて監視を受けた者に通知を行わなければならない旨を定めており、かかる事後通知手続によって、当事者は自己の権利が侵害された後に通信監視の相当性・合法性について調査することが出来、同時に執行機関は非常に慎重且つ適法に職務を執行するように

なると考えられている。

また、これも既に触れたように、新法第一八条第二項は、通信監視関連資料の保管・使用等について、主管機関は連続工程履歴記録を作成し、台湾高等法院の通信監視管理部門とシステムを連結・整理再編すべきとしており、更に、新法第三二条の一第一項は、法務部（法務省）の立法院に対する年度報告及び立法院による調査という形で立法院による監督のメカニズムを規定し、違法監視の予防と事後監督を企図している。

### 第三節 改正法の評価

一 (1) 以上で触れたように、新法は通信監視の権限を制約し、人権保障を企図しているが、改正内容は必ずしも人権保障の面のみに限られている訳ではない。既に触れた点と重なるが、通信関連データも保障範囲に含める点、令状請求時に、他の捜査手段では通信監督の代替となり得ず、捜査目的を達成し得ない旨を検察官が説明しなければならぬこととされた点、通信監視に対する監督処分体制について、報告義務の強化が図られた点、通信監視の工程履歴の記録・管理に関する点、立法院による監督のメカニズムを規定する点、不服救済ルートを増やした点などは秘密通信の自由・プライバシー権を保護する方向での改正であるが、通信監視には犯罪統制による社会秩序の維持も期待されており、通信監視対象犯罪罪名を拡大した点、偶然的通信監視を許容している点などは捜査機関による通信監視権限を拡大する方向での改正と言える。従って、新法は二つの方向の折衷的な性質を有しており、ここから新法において犯罪捜査目的達成と人権保障とのバランスが取れているかが問題となる。

(2) この点については、人権保障のみならず犯罪捜査等の目的達成をも併せて重視する立場から、①新法第一条

の第一項が、三年以上の有期懲役刑が科せられる犯罪の捜査に際して、急迫の事情がある場合を別にして、通信記録等が捜査にとって必要性があり、関連性があると認められる場合に、検察官は裁判所に調査状の発付を請求すると定めている点、通信記録（通話時間・位置データ等）と通信内容とは国民の通信の自由の侵害の程度に顕著な差があるにもかかわらず、一律に令状原則を課するのは疑問である、②新法では通信監視期間が最長一年間（期間満了後も更に監視を継続する必要がある場合は、捜査機関は裁判所に更に新たに令状を申請する必要がある）とされているが、これは他国と比べて長く（例えば、日本は三〇日、ドイツは六箇月、フランスは四箇月）、制約が緩やかなので監視期間を縮減すべきか否かは、将来検討するべきである、③新法第二七条第三項は執行監視に従事する者の不当な行為を抑止することの事を企図しているが、適法な監視中に他事案の証拠を取得した場合で執行者に主観的悪意がない場合は、違法監視中に派生証拠を取得した場合などに比べると違法性が低いので、処罰も相対的に軽くすべきでないか、将来検討の必要があるといった批判が提起されている。<sup>(32)</sup>

二 新法において、争いが非常に大きいのは、他事案の証拠を監視する際の基準についての評価に関わる点であると思われる。改正前は他事案（別件）盗聴の可否、別件盗聴によって得られた資料を証拠とすることの可否について明文化されていなかったところ、第一八条の第一項は、第五条に列挙されている重罪乃至盗聴対象となっている本案と関連する犯罪に限るという要件のもとでこれらを許容し、一定の基準を設けたが、その具体的な認定の場面で見解がクリアに一致する訳ではなく、緩きに失すれば規定の趣旨を没却することになるが、他方、認定が厳しきに失すれば真実発見に不利となり、許容出来ないなどと評されている。<sup>(33)</sup> この点を含めて、新法への批判が具体的な形で現れた

のが二〇一四年一〇月の改正草案である。次章ではその内容について簡単に検討を行いたい。

### 第三章 二〇一四年一〇月改正草案

一 以上のように眺めた形で人権保障と捜査の必要性とのバランスを凶ったかに思われた二〇一四年改正であったが、近時、捜査の必要性を重視する方向に衡量の傾きを変えるかのような動きも見られる。二〇一四年一〇月に提示された通信保障及び監察法の部分改正草案がそれである。<sup>(34)</sup>

二 改正草案の説明によれば、二〇一四年改正において、通信記録調査に対する制約などが増訂されたが、これによって実務運用が難航する恐れがあるため、改正案を立案したということである。

三(1) 即ち、まず、通信記録や通信を使用した者のデータについては、国民のプライバシー権への影響は軽微であるから、裁判官による留保は必要ないとして、関連規定(第三条の一及び第二一条の一)は削除すべきと提案されている。

(2) 次に、第五条第一項の通信監視の対象犯罪として、流通食品に毒物を盛る場合等とか、食品安全衛生管理法関連犯罪などを追加すると共に、別事案であっても関連性があつて証拠が共通しているものについては、資料を一括して通信監視令状を申請出来るようにすべき点が提案された(第五条)。

(3) 第三に、監視記録内容が監視目的と関連性がない場合、記録内容を反映した書面を作成出来ないが、関連性の判断に際しては他の証拠との比較検討が必要であり、執行機関員に直ちに認定させることは困難である恐れがあるの



で、他の目的で用いることが出来ない」と法律が明確に規定している場合という要件を追加するべきである（つまり、監視目的との間に関連性がなく、且つ他の目的で用いることが出来ない」と法律が明確に規定している場合に、記録内容を反映した書面を作成することが出来ないということになる）と提案された（第一三条）。

(4) 第四に、他の事案の違法取集証拠で当該事案において適法に取得されたものについては、適法な使用を制約すると犯罪を保護するに等しくなってしまうこと、また、捜査段階で裁判所が証拠能力を審査することになると被告人の審理を受ける権利が剝奪される恐れがあること、更に違法な通信監視及び通信監視で得られた資料の違法使用については、通信監察法第一九条～第二八条で実体上罰則規定があり、また刑事訴訟法上規定が整っていることという理由から、通信監視（通常・緊急）または国家安全リスクを回避するための通信監視を執行している際に偶然的に他の事案の内容について捕捉してしまった場合、証拠とすることは出来ない等を定める新法第一八条の一を削除すべきであると提案された。<sup>(35)</sup>

(5) 第五に、既に触れたように、新法第三二条の一第二項は、立法院は担当者を、電信事業・郵政事業その他通信監視を協力して執行する機関等に随時派遣したり等して通信監視の執行状況を監督させることが出来る旨定めるが、これは立法院（国会）職権行使法第八章の定めと抵触するので削除すべきであると提案された（第三二条の一）。

四(1) 以上の提案については、二〇一四年改正の人権保護的側面をかなり後退させる面も見られるという印象を否定出来ず、法改正の直後に改正案が提起される点には意外さを禁じ得ない面もあるが、そこにおいては、二〇一四年改正法、特に第一八条の一について批判されていた点も反映されており、興味深い論点を含んでいると言えよう。

(2) 即ち、上記三の第四の改正点に主として関わるが、そもそも証拠排除は事後的なコントロールであるから、こ

れによって別件・偶然盗聴がなくなる訳ではないし、特に捜査段階で裁判所が証拠能力を判断することについては、副作用が大きいと指摘されていた。<sup>(36)</sup> 具体的には、①捜査活動は浮動的な要素を多く含むため、当初は適法であつても当該対象事案の監視中に監視対象となつていない罪名の犯罪に関するデータが入つて来る可能性もあるし、従つて「他案件」の判断基準が不明確であり、判断が主観的・恣意的なものになる可能性があること、②偶然的に他の事案の内容について捕捉してしまつた場合、七日以内に裁判所に報告し、裁判所が審査することになるが、各審査毎に裁判官が異なることがあり得ること、③他の事案の内容について捕捉してしまつた場合、七日以内に裁判所に報告するが、この段階では被疑者に対審問などを認めることは困難で、異議を述べる機会が与えられていないこと、④別件盗聴の対象犯罪を当初軽罪と認定し、裁判所が当該盗聴を許可しないと判断したが、被害者が後に死亡した場合、裁判所に証拠能力を認めるように請求することが可能かという問題があり、当初の裁判所の判断に拘束力を認めると不都合が生じ得る反面、拘束力を認めなければ当初の審査が無駄に終わることとなつて裁判所の負担軽減にならない等の問題が別途生じ得ること、⑤捜査段階における裁判官の調査権限の方が審判の準備段階における裁判官の権限よりも、証拠能力決定権限などの面で大きいというのは違和感があることなどがそれぞれである。<sup>(37)</sup>

これらの内、特に⑤に関わるが、捜査段階で裁判所が証拠排除をすることの可否という論点は比較法的にも興味深いと言ひ得よう。この点、近時、中華人民共和国は、死刑案件審理における証拠の判断についての若干の問題に関する規定・刑事案件審理に関する違法収集証拠排除法則審理についての若干の問題に関する規定(二〇一〇年)や新刑事訴訟法(二〇一三年施行)において、捜査段階で違法収集証拠排除の判断を行う方向に舵を切つている。中華人民共和国の場合、公安(警察)機関・人民檢察院が証拠排除の主体となるので、証拠排除の判断を独立の立場から客観

的に行うことが難しくなるのではないか、公安機関・検察院・裁判所相互の権力分立が果たされずに捜査中心となつて司法機関の独立性が損なわれるのではないかなどの点で批判がなされており、また、検察権の司法化、客観性・公正性の理論化の必要性が高まるなど、台湾の場合とは情況が異なるが、台湾においても検察官の内部統制メカニズムの構築は必要と主張されており、違法捜査をチェックするためのモデルの相互検証という点で意味があると考えられる。

(3) また、既に触れたように、新法第一八条の第二項・第三項は、通常・緊急の通信監視または国家安全リスクを回避するための通信監視によつて捕捉された内容または派生的な証拠等で監視等の目的と関係ないもの、及び通信保障及び監察法第五条から第七条の関連規定に違背したものについては、手続において証拠等として用いることが出来ない旨規定しているが、これについても、目的外使用の範囲等について特に条文を分けて規制を図っている点は目的外使用を全く不可能にする恐れがあり、人権保護に傾斜する余り、法執行活動に困難を来しかねず、国家安全・社会秩序維持、国民の権利保護に却つてマイナスの結果となる。従つて、国家は公共安全・公共秩序維持、国民の人身保護のために、通信の秘密の保護の例外として目的外使用を行うことが可能である旨主張されていた。<sup>(41)</sup>

(4) この点、アメリカ合衆国においては、通信監視中に偶然発見された別件の証拠の証拠能力に関して、プレイン・ビュー法理 (Plain view doctrine) を通信傍受・電子監視に適用すべきか、すべきとしてその程度如何という問題について見解が分かれている。即ち、①無制約説 (偶然発見された別件の証拠を排除することは法執行機関員の証拠収集目的を阻害し、真実発見に有害となる一方で、現在の電子監視立法において既に安全弁が設定されている以上、プレイン・ビューによる傍受の排除乃至制約をしてもプライバシー・ウィアシーの利益に更に寄与するところはないと捉える)、②厳格制限説 (通信監視によ

るプライバシー権侵害は通常搜索と比べても大きく、通信監視による、特定されていない犯罪に関する証拠の発見の可能性は通常の搜索と比べてもずっと高いので、偶然の・意図しないという要件を充足することは容易でなく、国民の通信の秘密を保障するために偶然に発見された別件の証拠の証拠能力を認めないとする。この見解に対しては、立法でそもそも通信監視・盗聴の要件は厳格に定めており、その侵害性は最小化されているとか、効果的な法執行を阻害する反面、個人の重要なプライバシーの利益に貢献する訳ではない等との批判がある）、③折衷説（相対的制約説。一九六八年総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律「Omnibus Crime Control and Safe Streets Act」第三編や通信監視に関する多くの州法がこの立場とされ、ブレイン・ヴェー法理を通信監視に拡大するが、その適用に手続的要件・罪種の限定など一定の制約を課す見解である。具体的には、例えば、通信監視と搜索の性質は同じであるものの、罪名の限定など制約条件は通信監視の方が厳しいため、別件監視により取得された証拠についても許容範囲は相対的に厳格に設定され、通信監視令状記載の罪と別件とが関連する可能性がある場合に証拠能力が認められるとする。この見解に対しては、当該制約根拠は旧式で法執行を不必要に阻害するとか、他の通信監視立法では保護されていないプライバシー保護に寄与する訳ではない、ブレイン・ヴェーによる傍受を立法に規定する犯罪に限定するという政策的根拠に欠けるといった批判が存する）などという形で分類がなされている<sup>(42)</sup>。また、関連連邦典（総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律）は、大要、「電話・口頭での会話・電子通信を令状に基づいて傍受している法執行機関員が、令状などで特定された犯罪以外の犯罪について電話・口頭での会話・電子通信の傍受を行う場合、その内容、そこから生じた（派生）証拠は、当該法執行機関員の義務達成のために相当である限りにおいて、本条第一項・第二項に則り開示乃至使用することが出来る。当該内容・証拠については、権限のある裁判官が、その後の申請において、当該内容は本章の条文に則り別の状況においても傍受されたということを認定して認めれば、本条第三項のもとで使用することが出来る」

旨定めており、令状に記載されていない別件の罪名に関する会話等も、事後的に申請して裁判官の許可を得れば証拠能力を認めることが可能とされている。<sup>(43)</sup>

このように一九六八年に総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律が制定され、法執行機関員が、適切に裁判所によって発付された令状に基づいて電子監視による通話傍受をすることが可能となった。そこにおいては傍受執行の際に対象通話の特定性が厳格に求められていたところ、執行の過程で、法執行機関員が当初の特定された犯罪とは無関係の通話を傍受してしまうことがよくあったため、連邦議会にせよ多くの州議会にせよ、ブレイン・ヴュー法理の通話傍受への拡張適用を企図した。ただ、通話傍受と従前の搜索とでは対象者のプライバシーヴァシー侵害の程度が異なるため、上記法理をその儘通話傍受に当て嵌めて良いかについては、議論が一致していた訳ではなかった。この点、連邦最高裁がブレイン・ヴュー法理を確立したのは一九六八年より後の一九七一年 *Coitler* 事件<sup>(44)</sup> においてであり、当該判決によって上記総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律第二五一七条第五項の基底にある理由付けは時代遅れのものとなってしまい、第二五一七条第五項の解釈に際してはこれを緩やかに解する裁判が増加するようになったと評された。即ち、法執行機関員が搜索執行中に、搜索令状に記載されていない、本件乃至別件の物品を発見した場合は、別に裁判官に許可の請求をする必要なく付带的に差押えることが出来るというアプローチと基本的には同じ考え方に基づいて、アメリカ合衆国においては上記第二五一七条第五項の要件を緩やかに解釈し、以下の三類型について別件盗聴により得られた証拠の証拠能力を認めると言われる<sup>(45)</sup>。即ち、①類似犯罪例外類型においては、口実となる搜索活動を防ぐという総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律第二五一七条第五項の目的に照らして、法の解釈を柔軟に行い、もとの令状で特定されている犯罪と別件で情報が明らかになった犯罪が性質上類似している

ため、もとの令状申請が口実とは考え難い場合に、裁判所による承認要件を緩和する（別件が通信監視令状記載の犯罪に付属する場合や、別件の犯罪構成要件と通信監視令状記載の犯罪構成要件が同じである場合などに許容される）。また、②不可分の例外類型は、捜索活動が口実とならぬようにという観点から総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律第二五二七条第五項の要件を緩和する点で①の例外と密接に関連するものであるが、特にRICO法の事案で発展した（例えば、麻薬犯罪の通信監視を実施してRICO法上の犯罪・組織犯罪の通信監視を申請していない場合でも、RICO法違反の調査のために使用可能とする裁判例が見られる）。更に、③黙示授權法則例外類型においては、通信監視令状延長申請などの際に偶然別件に関する通信内容が入っているが、裁判官が通信監視延長を許可した場合は、裁判所は黙示的に別件監視を許可したことを示したことになり、別件についての証拠を許容し得ることになる。①・②は令状において特定された犯罪以外の犯罪に関する会話という点について緩やかな解釈を行うアプローチであり、③は遡及的に修正するために事後的に申請する点やブレイン・ビューによる傍受の内容を明らかにすることについての裁判所による承認という点について、緩やかな解釈を行うアプローチと位置付けることも出来よう。

台湾において、改正法に反対し、例外としての目的外使用を比較的緩やかに認めよとする見解は、かかるアメリカ合衆国の動向などを視野に入れていたとも言えよう。

一方、我が国においては、他の犯罪に関連する通信・会話の傍受を認めることの合憲性の根拠をブレイン・ビューの法理に求めるアプローチについて、このように令状に拠ることの利益を讓歩させても、他の優越する利益（物件保全の利益）を確保するためであるから合理的であり、許されるといふ考え方は、「不合理な」捜索・押収を受けないといふことを保障することを究極の目標とする規定の仕方になっている合衆国憲法修正第四条の下では成り立ち得るか

も知れないが、令状主義の原則をより正面から、且つ、僅かに「第三三条の場合」（逮捕がなされる場合）のみを除外するという相当厳格な形で明示している日本国憲法第三三条や第三五条の下で、そこ迄緩やかな解釈が採れるかは疑問であり、押収などについて、特定の犯罪の証拠等であることが明らかな物件が現に存在し、これを直ちに保全すべき緊急の必要性が高い時には令状主義の例外を認めても良いが、捜索については対象者のプライバシー等をより広範且つ回復し難い形で侵害する結果となり得るから、他の犯罪の証拠等が存在する蓋然性が如何に高くとも、無令状の緊急捜索を許すことはやはり出来ないのであらうと捉える見解が有力に主張されており、アメリカ合衆国の判例法理との距離の取り方は、——無論、論者によって幅はあるものの——同一であつたとは必ずしも言えないかも知れない。

(5) 違法収集証拠排除に關しても、新法は二〇〇七年改正で定められた重大な違反事情という要件を取り除き、捜査・裁判・その他の手続の証拠とすることが出来ないのみならず、その他の用途でも用いることが出来ない（第一八条の第二項）という要件を追加しており、また、派生証拠排除についても、例外規定を定めていなかったり、裁判所に事案毎の判断を授權していないこと等に鑑みて、総体として証拠排除の範囲を拡大して（派生証拠に迄排除を拡大している）<sup>(47)</sup> 厳格な排除を行うというのが立法者意思であり、これは過度の禁止であると評する見解も主張されていた。<sup>(46)</sup> 即ち、仮に立法者がアメリカ合衆国における「毒樹の果実の理論」を採用して派生証拠の排除を企図しているにせよ、アメリカ合衆国においても毒樹果実理論の例外として、独立源の理論・不可避的発見（必然的発見）の理論・希釈性理論などが認められている以上、今回の改正においても後続手続が独立しており個別には独立した適法行為の場合とか、先行の違法手続とは因果関係がない場合などは毒樹果実理論は適用されず、証拠排除の射程を限定すべきである<sup>(48)</sup> などとも論じられていたのである。

## 第四章 我が国への示唆

一 以上簡単に概観した近時の台湾における通信監視を巡る変化は我が国に如何なる示唆を与え得るかについて、簡単に検討してみたい。

二 通信データについては、我が国の通信傍受法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）は、傍受の対象となる通信を、電気通信の内、(i) その伝送路の全部若しくは一部が有線であるもの、または(ii) その伝送路に交換設備があるものに限られると定めており（第二条）、伝送路の全部が無線である場合は、特定の相手方に対してなされているものであっても、その内容が乗せられている電波は広く空間に開放されており、通信手段乃至通信内容の伝達経路自身もともと閉鎖的性質を有しておらず、無線通信の存在または内容を探知しても通信の秘密の侵害とならないから、本法の対象となる「通信」に該当せず、捜査機関は刑事訴訟法第一九七条第一項に基づく任意処分として傍受を行うことが出来ると解されている。<sup>(49)</sup> また、電気通信とは、電磁的方式により符号・音響または影像を送り、伝え、または受けらるもので、単なる口頭の会話は（アメリカ合衆国「連邦法」・ドイツ・カナダ・イタリア等と異なり）本法の通信に当たらないとも解されている。<sup>(50)</sup> この点では、一既に触れたように申請件数が異なるので、どちらが多いかは一概には断じ得ないが―そもそも無線電信や言論談話をも保護の対象としている台湾通信監察法（第三条）とは、規制の前提が異なっていると言えよう。

三 傍受の期間について、我が国通信傍受法は傍受が出来る期間として一〇日以内の期間を定めて傍受令状を発し、必



要があると認める時は検察官または司法警察員の請求により、一〇日以内の期間を定めて傍受が出来る期間を延長することが出来るが、総じて三〇日を超えることは出来ない<sup>(51)</sup>とされている（第五条第一項・第七条第一項）。この点は、そもそも諸外国の例（通信傍受法制定時点において、傍受が出来る期間は、アメリカ合衆国「連邦」が三〇日以内、イギリスが二箇月、ドイツが三箇月以内、フランスが四箇月以内。延長・更新は、アメリカ合衆国「連邦」が延長三〇日以内、延長回数に制限なし、イギリスは国家の利益のため、または連合王国の経済の安定のため必要であるとされた時は六箇月、それ以外の時は一箇月の期間、令状の更新が可能、ドイツは延長期間は三箇月だが、延長回数は無制限、フランスは四箇月を限度として更新が出来、更新回数に制限なし<sup>(51)</sup>）をも参考としつつ、余りに長期間に亘って傍受が出来るとするのは関係者の権利保護の観点から適当ではないという理由から、それよりも限定して定めた<sup>(52)</sup>とされている。この点、台湾においては、—更新回数の限定の違いがあるため、必ずしも改正法がドイツやフランスに比べて長いとは言い難いであろうが—、少なくとも改正法であっても我が国よりは期間限定は緩やかと捉えられていて、期間減縮の適否については将来更に検討の余地があるとも論じられているところであり、我が国の謙抑的な態度は、現時点で依然妥当な方向を示している<sup>(53)</sup>と考えることが可能であろう。

四(1) 台湾の改正法においては別件盗聴について懸念が表明されている。この点、我が国の通信傍受法は、第一四条（他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受）において、「検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、別表に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。」と定めている。本件傍受について

は、(i) 対象犯罪が別表に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限られる、(ii) 傍受することが出来る通信は、犯罪を「実行したこと、実行していること又は実行することを内容とする」通信であり、本来の傍受の対象である、犯罪の実行に「関連する事項を内容とする通信」よりも限定される、(iii) (i) 及び (ii) を満たす通信であることが明白な場合に限られる、(iv) (i) ～ (iii) を満たす通信が、令状による傍受の実施の対象とされている特定の通信手段について、令状により適法な傍受が実施されている間に行われた場合に限り、これを傍受することが出来るという厳格な制約が法定されており、このような通信について、その場で保全しなければ保全の機会が失われることから、証拠として緊急に保全する必要性が特に大きく、また、そのような通信であることが明白である場合であるので、当該傍受の可否について裁判官の判断を経ずに傍受しても憲法上許容される（憲法第三三条は、緊急性・明白性の認められる場合には、通信の秘密よりも重大な利益である人身の自由であっても裁判官の判断を経ることなく制約することを許容しているのであるから、通信の秘密について、同様に上記のような緊急性及び明白性が認められる場合にも、常に裁判官の令状がなければこれを制約することを許さないものではない）と説明されている。<sup>(24)</sup> 我が国の通信傍受法第一四条においては、台湾通信監察法第一八条の第一項・第二項におけるような関連性の要件（もとの通信監視目的と関連性のない他事案の通信内容・派生証拠は証拠等として使用出来ないが、関連性があれば証拠等とすることが出来るとの構成を取る）は要求されていない（通信傍受法第二一条一項第六号・第二項により、第一四条に規定する通信について、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認められた理由を記載した書面を、検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後遅滞なく、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出しなければならず、当該書面の提出を受けた裁判官はこれが第一四条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の

傍受の処分を取り消すものとする」と定められているが、当該審査においても関連性の要件は要求されていない<sup>(55)</sup>。この点は、他の犯罪に関連する通信・会話の傍受は、これを保全する根拠の存在が明白であり、またそうすることの緊急性が高いため、令状によることを要しない独自の緊急押収的な処分であると位置付け、「搜索」に相当する傍受を伴うものでない以上、目的とする通信・会話がなされる迄にある程度の期間継続して傍受を行う過程で無関係な人の通信・会話等が傍受されてしまう恐れがあるゆえに当該搜索を行うことの必要性・緊急性が格別に高いような犯罪に限るという限定に拘束される理由は必ずしもないとする有力な見解を踏まえたものかも知れない<sup>(56)</sup>。当該見解の採否は格別、我が国の場合、関連性の要件は求められず、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪の実行等に関する通信を傍受することは、上記第一四条の要件を充たせば認められるのであるから、その限りでは、関連性の要件を限定して行こうという二〇一四年一〇月台湾改正草案の動きは我が国の理解からも想定可能と評することも不可能ではない。

(2) 無論、我が国の場合、対象犯罪を明示的に限定しているし、また、台湾の場合に、関連性の要件を要求せず仮にブレイン・ビューの法理を搜索としての通信監視に及ぼすという理解を採用することになるのであれば我が国との差異に関する議論も顕在化して来よう<sup>(57)</sup>か、いずれにせよ、台湾のかかる動向を観察することは、「関連性」という要件をどの範囲で要求すべきなのか、或いはする必要がないかという点で、我が国の議論に参考となる部分があるものと思われる。そもそも、台湾においては、令状主義の原則をより正面から、且つ相当厳格な形で明示している日本国憲法第三三条や第三五条のような規定は憲法には見られない<sup>(58)</sup>が、我が国同様に基本的には大陸法制に属しているながら、我が国と異なり、無令状の緊急通信監視を許容するなど、共通の土俵を有しながら顕著な相違点も示しており、

かかる差異を認識しながら、上記観察を行うことには相応の意義があると考ええる。

五 監督処分体制については、台湾の新法では報告義務の強化や事後通知の手続の明確化、通信監視の工程記録の管理強化などを図り、通信監視の透明化に一層の配慮を見せた。この点、我が通信傍受法は、第二一条において、検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、傍受の実施の状況を記載した書面を、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出しなければならない旨などを定め、密行的に行われる強制処分である通信傍受の実施の適正を担保する観点から、事後的にせよ、実施の状況を捜査機関以外の者である裁判官に明らかにすることとした。<sup>(59)</sup> また、同第二三条は、検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び所定事項を書面で通知しなければならない旨定めて、傍受記録に記録されている通信の当事者が傍受された通信の内容を確認する機会及び不服申立をする機会を保障し、違法な処分が行われた場合の救済を図ると共に、処分の適正な実施を担保しようとした。<sup>(60)</sup> 第二三条においては、傍受実施の開始・終了の年月日などについても通知事項とされており、それなりの内容を通知すべきと定めており、同第二項は、原則型として、通信の当事者が特定できない場合又はその所在が明らかでない場合を除き、傍受の実施が終了した後三〇日以内にこれを発しなければならないと定めていて、何時迄に通知を発しなければならないかについても規定していたが、台湾の今回の改正は、資料管理のメカニズムに関する規定を含めて我が法をより洗練させて行くべき場合に参考となると言えよう。更に国会への報告については、我が通信傍受法第二九条は、「政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十二条第二項第一号（傍受すべき通信に該当する通信）又は第三号に掲げる通信（他の犯罪の実行

を内容とする通信傍受・該当性判断のための傍受の対象となった通信」が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなった後においてこれらの措置を執るものとする。」旨定めて、通信傍受の制度の在り方や運用情況について検討の資料とすることを企図している。<sup>(61)</sup>

六 緊急監視については、第二章第二節三、第三章四でも触れたように、我が国では緊急捜索を認めない見解が有力であり、他方、台湾では緊急監視への批判は有力に主張されているものの、通信監察法第六条は緊急監視を認めた上で、その認められる範囲を拡大している。この点は、彼我の法制度に明白な違いがあるが、基本的には大陸法系の刑事訴訟法を持つ両国において本制度の動向がどのように推移するかを検証するために、一別件盗聴の事例と同様ではあるが―台湾の情況を見守る意義は大きいと評することが可能と思われる。我が国においては、昭和二八年の刑事訴訟法改正の準備段階で、緊急捜索・差押・検証制度を創設することの可否について論じられたが、立法には至らなかった（特に、捜索・検証については、一過性の処分ゆえ、事後の令状審査に意味がなく、違憲の疑いを否定出来ないという理由から検討されなかったとされる<sup>(62)</sup>）。しかし、実体要件を充足し、緊急性が認められる情況であれば緊急捜索・押収は立法自体違憲でなく、また、刑事訴訟法上も許容されるとの見解も依然有力に主張されており、台湾の通信監察法第六条は立法上緊急監視を認めている例として注目する意味があると考ええる。

七(1) さて、平成二七年初頭現在、我が国において、通信傍受に関する改正の議論が進展している。その主な内容は、以下の通りである。<sup>(64)</sup>

#### ① 「対象犯罪の拡大」

台湾における通信傍受の動向（鈴木）

- (i) 通信傍受の対象犯罪として、①殺傷犯等関係（現住建造物等放火・殺人・傷害・傷害致死・爆発物の使用）、②逮捕・監禁、略取・誘拐関係、③窃盗・強盗関係、④詐欺・恐喝関係、⑤児童ポルノ関係の犯罪を追加する（要綱一別表第2）。
  - (ii) 新たに追加する対象犯罪については、現行法が規定する傍受の実施要件に加えて、「あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われると疑うに足りる状況がある」ことを要件とする（要綱一13）。
- ②〔特定装置を用いる傍受の導入〕
- (i) 特定装置（傍受した通信や傍受の経過を自動的に記録し、これを即時に暗号化する機能等を有する装置）を用いることで、立会い・封印を不要とし、かつ、通信内容の聴取等をリアルタイムで行う方法による傍受とその聴取等を事後的に行う方法による傍受を可能とする（要綱二1）。
  - (ii) 暗号化・復号化に必要な鍵は、裁判所の職員が作成するものとする（要綱二3）。
  - (iii) 特定装置を用いて記録がされた傍受の原記録は、傍受の実施の終了後遅滞なく裁判官に提出すれば足りるものとする（要綱二4）。
- ③〔通信事業者等の施設における通信内容の一時記録を伴う傍受の導入〕
- (i) 通信事業者等の施設において傍受を実施する場合にも、通信内容を暗号化して一旦記録することにより、通信内容の聴取等を事後的に行うことを可能とする（要綱三1）。
  - (ii) 暗号化・復号化に必要な鍵は、裁判所の職員が作成するものとする（要綱三3）。
  - (iii) 傍受の原記録についての封印や裁判官への提出については、現行法の規定による傍受の場合と同様とする。

(2) この内、対象犯罪の拡大については、我が国の場合は、その評価に争いはあるものの、対象犯罪を相当程度限定した上で、それを時代の要請に応じて漸次拡大するという方向性を採っている。一方、台湾の場合は、法定刑の高さを第一の基準としてそもそもかなり広範囲に対象範囲を設定しており、我が国の場合と比べても対象範囲が拡大されていると指摘されており、<sup>(65)</sup>この点においては我が国の行き方は基本的に妥当と評することが可能であろう。今回、我が国においては、上で記載した犯罪については通信傍受の対象となっており、この点に関しては、盗聴捜査は少なくとも組織犯罪の捜査手法に限定させ、一般犯罪への拡大を阻止することで、捜査機関の恣意的な濫用を未然に防ぐ必要があるところ、詐欺罪や窃盗罪の事犯は極めて数が多く、その全体に拡大することは広範に過ぎ、犯罪と無関係な日常生活関係通信の捕捉が飛躍的に広範囲に拡大するという批判が提起されている。<sup>(66)</sup>しかし、そもそも我が国の立法当初においては、通信傍受が憲法の保障する通信の秘密を制約するものである上、搜索・差押等の従来の強制処分とは異なり、継続的且つ密行的に行われることから、その対象犯罪については、この捜査方法が必要不可欠と考えられる最小限度の範囲に限定することとされていた（薬物関連犯罪・銃器関連犯罪・集団密航の罪・組織的な殺人の四類型に限定された）<sup>(67)</sup>ところ、我が国の社会情勢及び国民意識の変化等に伴い、捜査段階における供述証拠の収集が困難化している点に鑑み、解明困難とされる組織犯罪にも的確に対処出来るようにすると共に、公判廷における確な事実認定に資する客観的証拠をより広範囲に収集出来るようにするために、振り込め詐欺や集団による窃盗・強盗、また、北九州市に代表される暴力団による事業者の襲撃事件に見られるように、一般人を標的とする放火・殺人等の暴力団犯罪などにおいても、組織の上位者に捜査の手を及ぼすべく、通信傍受の対象犯罪を拡大する必要性が重要視されるに至った<sup>(68)</sup>という状況の変化が存するであろう。審議の過程では、組織的背景を有する犯罪としてのヤミ金融関連犯罪

や人身取引関連犯罪、暴力団関連犯罪としての賭博、テロ関連犯罪としての内乱・外患誘致、ハイジャックや外為法違反、資金洗浄関係犯罪などが除外されており、台湾との比較においても、現状においては相当程度謙抑的な態度を有していると評することは可能とは言えよう。<sup>(69)</sup>

八 このようにして、台湾通信監察法と我が通信傍受法を比較すると、基本的には大陸法をベースにアメリカ合衆国の制度をも導入しているという土壤のもとに、<sup>(70)</sup> 犯罪捜査と人権保障のバランスを踏まえ、令状原則・補充性原則（最小原則）・透明性原則（監視内容の報告・通知などについて規律）など基本原則の大枠は同じ方向を向いていると評することが可能であろう。にもかかわらず、上記で触れたような偏差が生じている原因としては、時々々の情況をも踏まえつつ、如何なる価値選択を行ったかの差異が反映されている点も大きいと思われる、翻って我が国で法改正を行う場合にも、その時々々の情況を踏まえつつ、如何なる価値選択を行うことが妥当なのかを判断するに際して参考となる資料を提示するものとして、台湾法の検討は意義を持つと言えよう。

(1) 李仁森「秘密通訊自由與監聽」『月旦 法学教室』二〇一四年一月号六頁など参照。

(2) 通信監察（通信監視）・盗聴（監聽）の定義については、条文上、通信監察の執行方法として盗聴・録音・撮影などが含まれているという建付けになっており（通信監察法第一三条第一項参照）、通信監察は盗聴を包含する上位概念と捉えることが可能であろう（以前は電話の盗聴が専らであったが、近時は各種通信手段等の監視が行われるに至り、これらを一括りにして「通信監察」と称されるに至っているとされる）。林錕雄『刑事訴訟法（上冊）』（二〇一〇年 元照出版）四三九頁など参照。（曾正一「偵査法制專題研究」『二〇〇六年 元照出版』二九一頁は、「監聽」・「通訊（信）監察」といった用語が台湾の文献に現れるようになったのは一九九一年以後のことであると指摘する）。一方、本稿では、通信監察（通信監視）について、法令名を通信監察、監視行為を通信監視として適宜使い分けているが、両者の厳密な区分は行っていない。

(3) 制定経緯として、陳運財『偵査與人権』（二〇一四年 元照出版）三三九頁以下、鄧立軍『中国港澳台地区秘密偵査制度研



究』(二〇一三年 中国社会科学出版社) 一三九頁以下などを主として参照した。

(4) 事件の概要については、例えば、「白晝燕誘拐惨殺事件」『世界の未解決事件53』(平成二五年 P H P 研究所) 五〇頁以下など。

(5) 台湾では、中国大陆での国共内戦に敗退して一九四九年に台湾に撤退して来た国民党政権が、一九八七年七月一日迄強権政治による独裁体制を敷いた。この間、台湾省保安司令部・国防部保密局・憲兵司令部・司法行政部調査局・台湾省刑警総隊など多くの特務機関が競い合って国民を共產主義者と疑って逮捕等する白色テロ(白色は国民党を指す)が行われ(陳紹英『外來政権压制下の生と死』[平成一五年 秀英書房]、黃華昌『台湾・少年航空兵』[平成一七年 社会評論社]など)、その記憶が国民の間に大きく残っていて、政府の情報機関の活動に対する不信任は大きいと言われる。

猶、盗聴制度が政治的目的のために使われているのではないかという懸念は、我が国においてもアメリカ合衆国などにおいても提起されている。例えば、海渡雄一「盗聴法(通信傍受法)の立法過程の批判的検討とその拡大をくいとめるための課題」石塚伸一・岡本洋一・楠本孝・前田朗・宮本弘典編著『近代刑法の現代的論点』(平成二六年 社会評論社) 一三四頁、一四三頁、一五一頁など参照。

(6) 比例原則から派生して、最後の手段性という原則が生じると捉える見解として、例えば、林豊裕・李欣倫・李鎮宇「簡評二〇一四年通訊保障及監察法増修條文」『檢察新論』第一六期(二〇一四年) 六一頁など。

(7) 陳運財・前掲書『偵査與人権』三四三―四頁。

(8) この間、刑法において「常業犯」が削除されたことに伴い、二〇〇六年五月三〇日に通信監察法第五条・第三四条の改正公布がなされ、同七月一日施行されている。

猶、二〇〇七年頃においては、通信監察法施行から八年程経過し、前世紀のように盗聴が濫用される状況はなくなり、人權保障という点では進歩があったとも評されていた。例えば、<http://www.yc-consulting.com.tw/news/4137.html> [平成二七年一月一三日確認]。但し、二〇一三年時点においても、警察と興信所が提携し、興信所から委託を受けた警察が特定人物の盗聴等を行ったという事例について、重大な違法があると最高裁が判断している点には留意すべきである。<http://www.yc-consulting.com.tw/news/46309.html> [平成二七年一月一三日確認]。

(9) 「人民秘密通訊自由之保障與通訊監察業務座談會」會議紀錄(九六年八月二四日) 四頁など。主としてアメリカ合衆国の

法制度との比較のもと、台湾の通信監視法制に令状主義や監督のためのメカニズム等を導入すべきと主張していたものとして、曾正一・前掲書『偵査法制專題研究』三四五頁以下など。

- (10) 第七条(国家安全に関わる通信監視)・第三二条(軍事裁判機関に関わる通信監視)違反についても同様に規定された。改正法第七条第四項・第三二条第四項参照。

- (11) 改正法の解説として、張麗卿「通訊保障及監察法之修正與評析」『月旦法學』二〇一四年六月号二五頁以下、林豊裕・李欣倫・李鎮宇・前掲「簡評二〇一四年通訊保障及監察法增修條文」『檢察新論』六〇頁以下などを参照した。

- (12) 例えば、民主進歩党主席蘇貞昌による二〇一三年九月三〇日の国際記者会見においては、大要、「数十年にわたり、台湾人は白色テロの時代、軍や警察の高圧統治を経験して来たが、一步一步、平和的なやり方で、戒厳体制を突破し、一党独裁を打破し、自由、民主、人權の普遍的な価値を台湾に根付かせて来た。しかしやっと手にした民主の資産が、現在最も嚴重な侵害の危機に立たされており、馬總統と行政部門は、アメリカのウォーターゲート事件よりも深刻な違憲と違法行為に及んでいる。少なくとも、①特捜部は長期に亘って不法に国会の電話盗聴をし、不法に得た通話記録を開示する行為にまで及んだ、②行政院長は憲政責任を守らず、政党内部闘争に合わせて、国会議長を不適任と批判し、議会の独立だけでなく、憲政監督機関に対する重大な侮辱を行った、③總統は自ら檢察総長と会う約束を取り付け、捜査中の司法ケースを話し合った(總統の司法への介入、干渉である)、④總統は不法な盗聴記録を用いて、国会議長を辞任に追い込み、總統の身分で憲法の監督機関を脅した(總統は党と国を一緒にし、立法権を侵し、三権分立の精神に違反した)、といった点は確実である。不法盗聴について、我々は特捜部の廃止を求める。国会で調査委員会を組織し、總統以下、行政院長、檢察総長及び関係者が今回の事件でどのような役割を演じたか、真相を明らかにし、責任を追究しなければならぬ」旨述べられた。http://dpjapanese.blogspot.jp/2013/09/blog-post\_30.html [二〇一四年一月二三日確認]。一方、法務部は、最高法院檢察署特別捜査部が、職権を濫用して国会議長や野党の国会代表、国会の構内交換機の通信を傍受していたという事実はないと表明した。http://taiwantoday.tw/ct.asp?xItem=210941&cNode=1770 [平成二十七年一月一日確認]。

- (13) http://www.dbc.co.uk/zhongwen/trad/china/2013/10/131021\_tw\_investigating\_monitor\_unit [平成二十七年一月一三日確認]など。

- (14) 張麗卿・前掲「通訊保障及監察法之修正與評析」二六頁など。台・米・日比較で、二〇〇八―一二年の毎年平均の檢察官

による通信監視申請数が一五三二件、二七二〇・四件、二九・四件、裁判所が認めた数が一〇二六一・〇九件、二七一七・六件、二九件であり、人口比で換算すると台湾における通信監視案件数はアメリカ合衆国の五〇・八倍、我が国の一九二九・八倍となつて、檢察による申請数が濫用的である・通信監視が包括的に行われていることが批判の対象となつていた点、二〇一三年九月の盜聴事件を契機として事前監督・実施中の監督・事後の監督救済メカニズム各々に不備があると考えられるに至つていた点などが背景事情として存在していた。何信慶「從立法審議過程談新修正通訊保障及監察法」『司法新聲』第一期二九頁以下。二〇〇七年改正で通信監視の申請件数が減るなど事態は一定程度良好となつたが、事後のチェックや手続的制裁の不備等が依然存しているといつた懸念も示されていた。鄧立軍・前掲書「中国港澳台地区秘密偵查制度研究」一九四頁以下、二〇二頁以下、二二二頁以下。

(15) 憲法第二三条は、秘密通信の自由などは、他人の自由の侵害を防ぐ場合、緊急の危難を免れる場合、社会秩序維持・公共利益増進の必要がある場合を除いて、法律によつて制約出来ない旨定めている。

(16) 一〇年以上の有期懲役刑等々の場合に例外がある。新法第一条の第三項。

(17) 最高法院刑事判決一〇〇年度台上字第六七〇六號は、別件盜聴（他事案盜聴）はデュー・プロセス違反であり、法執行機の悪性は重大であるから、当該盜聴によつて得られた証拠は絶対的に排除されるべきである旨判示した。

(18) 学説の分類については、陳運財・前掲書「偵查與人権」三七八―九頁、何信慶・前掲「從立法審議過程談新修正通訊保障及監察法」四七頁など。

(19) 實務上、裁判例は、①別件差押及び善意例外原則に基づくもの（別件について偶然に取得された資料については、別件に関する証拠として許容する）、②権衡判断に基づくもの、③通信監察法第五条に列挙する罪名に該当するか、乃至通信監視の対象となつている本案と関連する罪名の場合に証拠能力を認めるものに分かれていたと分析する見解として、何信慶・前掲「從立法審議過程談新修正通訊保障及監察法」四七頁。

(20) 基本的には当初の通信監視が適法かを判断し、適法な場合、当該通信監視の過程で捕捉された他事案（別件）について関連性・必要性などを検討して適法か否かを判断するという二段階の審査プロセスを経ることになる。吳燦・前掲「新修正通訊保障及監察法第一八條之一之適用」三〇頁など。

(21) 陳運財・前掲書「偵查與人権」三八〇頁など。通説乃至實務上の見解を採用する学者が審査会に出席していなかったため、

審査後の第一八条の第一項は別件証拠と判断された場合は絶対排除という文言となっていたが、その後、法務部の見解も容れて、新法第一八条の第一項但書が加えられて、証拠の絶対排除が緩和されたという。何信慶・前掲「従立法審議過程談新修正通証保障及監察法」四七―八頁。将来的には兎も角、台湾の現状では犯罪や重大な違法行為取締のための証拠が必要であるとして、通信監視中偶然に発見された証拠を認めないというアプローチは採り得ないと述べる見解として、陳清秀「通証保障及監察法部分條文修正案」『憲政』第一〇二卷第六号。

- (22) 鈴木一義「台湾における困捜査」『法学新報』第二一八巻第九・一〇号（平成二四年）四参照。刑事訴訟法第一五八条の四によつては報告しないことが直ちに絶対排除ということにはならない。呉燦「新修正通証保障及監察法第一八条之一之適用」『檢察新論』第一六期（二〇一四年）二九頁など。

- (23) 重大な情状・事情という語を削除した点、また、派生証拠を排除し、公判のみならず捜査段階においても証拠が使用出来ない点に鑑みると、改正法は誰を保護しているのか、被害者などは保護されないのかと論ずる見解として、呉巡龍「監聽偶然獲得另案證據之證據能力」『檢察新論』第一六期（二〇一四年）三九頁など。

- (24) 絶対的な証拠排除を説く見解として、陳運財・前掲書『偵査與人権』三七六頁など。

- (25) 陳運財・前掲書『偵査與人権』三六三頁以下。

- (26) 前掲「人民秘密通訊自由之保障與通証監察業務座談會」會議紀錄（九六年八月二四日）一二頁「王兆鵬」など。

- (27) 張麗卿・前掲「通証保障及監察法之修正與評析」三四頁。

- (28) 王兆鵬・張明偉・李榮耕「刑事訴訟法（上）」（二版、二〇一三年、承法數位文化有限公司）二九〇―一頁など。

- (29) 張麗卿・前掲「通証保障及監察法之修正與評析」三六頁。

- (30) 二〇一三年九月の国会盜聴事件での個別事案中、最も長い通信監視期間が一年六箇月に及んでいたため、本改正がなされたとされる。何信慶・前掲「従立法審議過程談新修正通証保障及監察法」三七頁など。

- (31) 適法な監視中に監視目的とは無関係の他事案の証拠を取得すること、及び違法な監視で派生証拠を取得すること等が考えられる。

- (32) 張麗卿・前掲「通証保障及監察法之修正與評析」三七頁以下、四五頁など。他に、新法が、国民の通信秘密の自由の保障、通信監視に対する外的監督強化に傾く反面、司法資源・行政資源を費やし、捜査機関に対する負担を加重するなど実務への

配慮に欠ける面があるため、社会秩序維持にマイナスの影響を与える恐れがあると評価する見解として、例えば、林豊裕・李欣倫・李鎮宇・前掲「簡評二〇一四年通訊保障及監察法增修條文」六三頁、七一頁。

(33) 張麗卿・前掲「通訊保障及監察法之修正與評析」四〇頁以下参照。その他、通信監視の対象となっている本件と別件の区分がクリアでない点などについて、何信慶・前掲「從立法審議過程談新修正通訊保障及監察法」四八頁。

(34) <http://www.moj.gov.tw/public/Attachment/4101714222748.pdf> [平成二六年一〇月二四日確認]。

一〇月草案以降の動向については、別稿に委ねた。

(35) また、新法第二七条第三項について、「公務員または元公務員が、他人の適法な權益を損害することを意図した場合」という要件を付加すべきと説く見解として、林豊裕・李欣倫・李鎮宇・前掲「簡評二〇一四年通訊保障及監察法增修條文」七一頁。

(36) 楊雲驊「失衡的天平——評新修正通訊保障及監察法第一八條之一」『檢察新論』第一六期（二〇一四年）七頁以下。

(37) 治安維持の観点から、七日以内の裁判所への報告という箇所を削除すべきであるとし、また、偶然発見された派生証拠は、もとの監視対象事案と関係ない場合であっても、悪意で取得されたという事情でない場合には、適法に使用することが出来るとすべきと論ずる見解として、林豊裕・李欣倫・李鎮宇・前掲「簡評二〇一四年通訊保障及監察法增修條文」七一頁。

(38) 鈴木一義「中華人民共和国における違法収集証拠排除法則の台頭（三・完）」『法学新報』第一二二巻五・六号（平成二六年）一五〇頁。

(39) 鈴木一義「中華人民共和国における違法収集証拠排除法則の台頭（二）」『法学新報』第一二〇巻五・六号（平成二五年）二〇四—一五頁。

(40) 何信慶・前掲「從立法審議過程談新修正通訊保障及監察法」三三五頁。

(41) 楊雲驊・前掲「失衡的天平——評新修正通訊保障及監察法第一八條之一」一七頁以下。

(42) John D. LaDue, "Electronic Surveillance and Conversations in Plain View: Admitting Intercepted Communications Relating to Crimes Not Specified in the Surveillance Order" 65*Notre Dame L.Rev.* 490, 519—(1990), 525— [LaDue 自身は、①無制約説がロジカルとする。Id., at 532.]、吳巡龍・前掲「監聽偶然獲得另案證據之證據能力」三三頁以下など。

(43) 18 U.S.C. § 8517 (G), 猶、総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律に違反して傍受された通信・口頭の会話については、その内容・派生する証拠は、公判・審理その他の裁判所における手続、大陪審等において証拠として用いることが出来

なす。18 U.S.C. § 2515.

- (44) *Coolidge v. New Hampshire*, 403 U.S. 443 (1971). 無令状押収の要件として、①対象物を発見した捜査官の当該場所での立入・所在が適法であったこと、②現認された対象物が何等かの犯罪の証拠物であることが、捜査官にとつて一見明白であること、③証拠物の発見が捜査官にとって偶然であったことが提示された。但し、その後、③の偶然性の要件が廃棄されている。Horton v. California, 110S. Ct. 2301 (1990). 酒巻匡「いわゆる『緊急差押』について」『内藤謙先生古稀祝賀 刑事法学の現代的状況』(平成六年 有斐閣) 四三六頁以下、林正人「ブレイン・ヴュー法理(二)・完」『法学論叢』第一四五巻第一号(平成十一年)二九頁以下、三六一七頁、檀上弘文「緊急捜索・押収の再検討に関する一考察」『立石二六先生古稀祝賀論文集』(平成二十二年 成文堂) 七六六頁以下、七六九頁など。
- (45) John D. LaDue, "Electronic Surveillance and Conversations in Plain View: Admitting Intercepted Communications Relating to Crimes Not Specified in the Surveillance Order", *supra* at 519.
- (46) 井上正仁『捜査手段としての通信・会話の傍受』(平成九年 有斐閣) 一八八頁以下、「強制捜査と任意捜査(新版)」(平成二十六年 有斐閣) 一六五頁以下、七五―六頁。但し、他の犯罪に関連する通信・会話の傍受については、明白性があり、保全する緊急の必要性は極めて高く、しかも、当の通信・会話の捕捉を求めてそれに該当する蓋然性のある通信や会話を新たに傍受して行くという作用を必要とする訳ではなく、専ら当の通信・会話を傍受するに止まるものであって、その意味で捜索を伴わない押収に等しいと言えるので、令状主義の例外を認め得る場合であるように思われると捉える。同『捜査手段としての通信・会話の傍受』一九七頁以下、「強制捜査と任意捜査(新版)」一六七頁。
- これに対して、通信傍受法はブレイン・ヴュー原則を採用したと認識する(論者自身がそれに賛成する訳ではない)見解として、平良木登規男『国民の司法参加と刑事法学』(平成二十六年 慶應義塾大学出版会) 四三九頁、同『捜査法 第二版』(平成二十二年 成文堂) 二八五頁など。
- (47) 楊雲驊・前掲「失衡の天平―評新修正通訳保障及監察法第一八條之一」二〇頁以下、二二頁。
- (48) 呉燦・前掲「新修正通訳保障及監察法第一八條之一之適用」三一―二頁など。
- (49) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治「組織的犯罪対策関連三法の解説」(平成十三年 法曹会) 四三七―八頁。
- (50) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書「組織的犯罪対策関連三法の解説」四三六―七頁、四四二頁。

- (51) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書『組織的犯罪対策関連三法の解説』四七四頁、四七九頁。
- (52) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書『組織的犯罪対策関連三法の解説』四七二―三頁、四七八頁。
- (53) 張麗卿・前掲「通訊保障及監察法之修正與評析」四五頁。
- (54) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書『組織的犯罪対策関連三法の解説』五〇―二頁。
- (55) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書『組織的犯罪対策関連三法の解説』五二四―五頁。
- (56) 井上正仁・前掲書『捜査手段としての通信・会話の傍受』二〇―五頁参照。
- (57) 既に触れたように、台湾の通信監察法第六條は、無令状の緊急通信監視を一定の場合に認めているから、要件の認定が誤っていた場合に対象者のプライバシーをより広範且つ回復し難い形で侵害する結果となり得る緊急捜索は認め難いとする、我が国における上記有力説（井上正仁・前掲書『捜査手段としての通信・会話の傍受』一九八頁参照）と同一であるとは言えない。
- (58) 中華民国憲法第八條第一項は「人民の身体の自由は、保障されるべきであり、現行犯の逮捕について法律に別段の定めがある場合を除いて、司法又は警察機關が法定手続によらなければ、逮捕拘禁することができない。法院の法定手続によらなければ、審問、処罰することができない。法定手続によらない逮捕、拘禁、審問、処罰に対しては、拒絶することができる。」と定める（訳は、台北中日經濟文化代表処に拠る。<http://www.roc-taiwan.org/jp/classp?xItem=18199&ctNode=3259&mp=202> [平成二七年一月一四日確認]）。
- (59) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書『組織的犯罪対策関連三法の解説』五二二―三頁。
- (60) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書『組織的犯罪対策関連三法の解説』五三七頁。通信傍受法第二五條が、傍受の原記録中相当部分についての聴取・閲覧等を通信の当事者等に認めているのも、通知を受けた通信・会話の当事者が、自己の権利が違法に侵害される等、不服申立を行う理由があるか否かを確認するために、傍受された通信の記録等の内容を点検する機会を与えられる必要があるとの判断に拠ったものと言えよう。井上正仁・前掲書『捜査手段としての通信・会話の傍受』二二七頁、三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書『組織的犯罪対策関連三法の解説』五四五頁以下など参照。
- (61) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書『組織的犯罪対策関連三法の解説』五六九頁。
- (62) 酒巻匡・前掲「いわゆる『緊急差押』について」四五〇頁以下参照。

- (63) 清水真「別罪証拠の搜索・押収」『中央大学大学院研究年報』第二二号（平成五年）八一頁―八五頁、檀上弘文・前掲「緊急搜索・押収の再検討に関する一考察」七八〇頁以下など参照。
- (64) 新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】。法制審議会特別部会 第三〇回会議（平成二六年七月九日）において、これまでの議論を踏まえ、最終的な取り纏めに向けた審議が行われ、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」をもって、諮問第九二号に対する部会としての意見とし、これを法制審議会（総会）に報告することが全会一致で決定された。http://www.moj.go.jp/keiji/keiji14\_00102.html [平成二六年一〇月二三日確認]。そして、同年九月、法制審議会総会において全会一致によって了承され、法務大臣に答申されたのである。
- 〔追記〕その後、平成二七年三月一三日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について」が第一八九回国会に提出された。
- (65) 陳運財・前掲書「偵査與人権」三六五頁など参照。既に触れたように（第一章第一節）、一九九九年通信保障及び監察法制定以前は、台湾においては、盗聴活動が相当程度濫用的に行われており、通信保障及び監察法によってかかる状況が抑制されたとも評されているから、我が国とは盗聴・通信傍受を活用する背景事情が異なっていたとも言えよう。
- (66) 海渡雄一・前掲「盗聴法（通信傍受法）」の立法過程の批判的検討とその拡大をくいとめるための課題」一四八頁、川崎英明「特別部会の論点と議論」通信・会話の傍受（盗聴）」川崎英明・三島聡編著「刑事司法改革とは何か」（平成二六年現代人文社）九三―四頁など。
- (67) 三浦守・松並孝二・八澤健三郎・加藤俊治・前掲書「組織的犯罪対策関連三法の解説」四四七―八頁。
- (68) 座談会「『新たな刑事司法制度』の構築に向けて―法制審議会答申の検討」『論究ジュリスト』二〇一五年冬号」二六頁（露木康浩）、坂口拓也「通信傍受の合理化・効率化」『刑事法ジャーナル』第四三三号（平成二七年）三一―二頁など参照。
- (69) 現時点における通信傍受に対する需要についての認識、現時点のみならず将来における需要を考慮するか否かという立法に臨む姿勢について、立法事実に関する立ち入った議論が望まれたと捉える見解として、笹倉宏紀「通信・会話傍受」『法律時報』第八六卷第一〇号（平成二六年）三二頁など。
- (70) この点については、鈴木・前掲「台湾における囲捜査」一四三頁など参照。